

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年9月まで

私の国民年金加入手続や国民年金保険料納付は、夫が行ってくれていた。夫によると、はっきりとは覚えていないが、婚姻（昭和37年1月）した頃に、A市役所で私の国民年金加入手続を行い、その後、夫婦二人分の保険料を毎月町内会の組長に納付していたとしているので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年12月及び申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする夫についても、国民年金制度発足当初の同年4月から60歳到達までの30年以上の長期にわたる国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、夫の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、手帳記号番号払出整理簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年3月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に申立人が20歳に到達した36年*月*日（平成25年7月30日付けで、共済組合の組合員資格を喪失した昭和36年12月21日に訂正）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、40年1月から同年9月までの国民年金保険料は、過年度保険料として納付することは可能であった。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和40年10月から42

年3月までの国民年金保険料は納付済みとされているところ、上記加入手続時期（同年3月頃）からみて、40年10月から41年3月までの保険料は過年度保険料として、同年4月から42年3月までの保険料は、現年度保険料あるいは過年度保険料として遡って納付されたものとみられ、夫は、申立人の加入手続後、保険料の未納の解消に努めていたことがうかがわれる。このため、保険料の納付意識が高かった夫が、同様に過年度保険料として納付することが可能であった申立期間のうち、40年1月から同年9月までの保険料を遡って納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる時期（昭和42年3月頃）を基準とすると、申立期間のうち、37年1月から39年12月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、夫は遡って保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、夫が申立期間のうち、昭和37年1月から39年12月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月16日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月は20円、同年11月から20年7月までは30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月まで

私は、昭和19年10月から20年8月の終戦までA社に在籍していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と氏名及び生年月日が一致する者に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）において、A社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和19年10月1日、資格喪失日が未記載の基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できる。

また、申立人から提出された自身の履歴書には、昭和19年4月から20年8月の終戦まで勤務していた事業所としてA社の社名と酷似したB社の記載が確認できるところ、A社の被保険者記録が確認できる同僚が「A社とB社は姉妹工場だと聞いたことがある。」と証言している上、他の同僚が「終戦まで申立人と一緒に勤務した。」と証言していることから判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が確認できない上、旧台帳において資格喪失日の記載が無い複数の同僚が確認でき、日本年金機構は、複数の被保険者に資格喪失日の記載が無い理由については不明と回答して

いることから、保険出張所における厚生年金保険の記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月16日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、旧台帳の記録から、昭和19年10月は20円、同年11月から20年7月までは30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は18万円、申立期間②は27万円、申立期間③は20万円、申立期間④は25万4,000円、申立期間⑤及び⑥は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①から⑥までに係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 27 日
③ 平成 16 年 8 月 11 日
④ 平成 16 年 12 月 27 日
⑤ 平成 17 年 8 月 11 日
⑥ 平成 17 年 12 月 27 日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録が無い。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年8月、同年12月、平成16年8月、同年12月、平成17年8月、同年12月の賞与台帳により、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる支給金額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は18万円、申

立期間②は27万円、申立期間③は20万円、申立期間④は25万4,000円、申立期間⑤及び⑥は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑥までに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8141

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑧までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は4万円、申立期間②は15万円、申立期間③は9万8,000円、申立期間④は14万7,000円、申立期間⑤及び⑥は15万円、申立期間⑦は11万9,000円、申立期間⑧は8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①から⑧までに係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 27 日
③ 平成 16 年 8 月 11 日
④ 平成 16 年 12 月 27 日
⑤ 平成 17 年 8 月 11 日
⑥ 平成 17 年 12 月 27 日
⑦ 平成 18 年 8 月 11 日
⑧ 平成 18 年 12 月 27 日

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録が無い。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年8月、同年12月、平成16年8月、同年12月、平成17年8月、同年12月、平成18年8月、同年12月の賞与台帳により、申立人は、申立期間①から⑧までにおいて、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は4万円、申立期間②は15万円、申立期間③は9万8,000円、申立期間④は14万7,000円、申立期間⑤及び⑥は15万円、申立期間⑦は11万9,000円、申立期間⑧は8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑧までに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8142

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで
申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間とされているが、当該期間に継続して勤務していたのは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社及びB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の雇用保険の記録におけるB社の資格取得日が昭和51年11月1日と記載されていること、及び同社が、「当時の資料は残っていないが、申立人は昭和51年11月1日からB社に在籍していたと考えられる。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年9月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和51年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生

年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 8143

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月29日から38年5月1日まで

A社在職中に社長からC社への出向を命じられ、申立期間についても継続して勤務していた。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和38年5月1日であり、申立人の被保険者資格は、本来同日までA社において引き続き有すべきものであることから、申立人のC社における厚生年金保険の資格取得日である同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和37年11月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主が昭和37年12月29日を申立人の資格喪失日として届け出ていることが確認できる

ことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月から38年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3649

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から49年3月まで

私が会社を退職した後の昭和47年1月頃、母親が私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。母親は亡くなっているので詳細は分からないが、国民年金の出納印が毎月押してある用紙を見た記憶があり、加入当初の保険料は月払で1,000円か2,000円だったと思う。父親の確定申告書の控えを見ると、申立期間についての保険料の控除額が計上されている。そのほかには年金手帳などの申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金受付処理簿における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及びオンライン記録によると、申立人の国民年金加入手続きは、昭和50年4月頃にA市で行われたと推認でき、この加入手続きの際に、49年4月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、未加入者に対して、集金人が保険料を集金すること、及び国民年金保険料の納付書が作成・送付されることは無いことから、母親は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人から提出された所得税の確定申告書の控用（以下「申告書」という。）の社会保険料控除欄には、国民年金保険料として、昭和47年分には

1万8,000円、48年分には1万9,600円、49年分には2万1,600円がそれぞれ支払われたとする旨記載が確認できる。申立人が当時同居していたとする親族のうち、オンライン記録によると、47年1月から49年12月までの期間において国民年金被保険者であり、保険料の納付記録が確認できる者は、祖母(49年3月まで)及び父母であるが、これら3人の保険料は、各年共に完納されており、その保険料額の合計は、47年分が1万8,000円(申告書記載額との差は無し)、48年分が1万9,800円(同差は200円)、49年分が2万4,300円(同差は2,700円)となり、申告書記載額と近似している(1人当たりの国民年金保険料の月額は、47年1月から同年6月までは450円、同年7月から48年12月までは550円、49年1月から同年12月までは900円)。一方、申立人を含む4人分の保険料を納付したとすると保険料の合計額は、47年分が2万4,000円(申告書記載額との差は6,000円)、48年分が2万6,400円(同差は6,800円)、49年分が3万5,100円(同差は1万3,500円)と申告書記載額との差が拡大することから、提出された申告書の申告内容をもって、母親が、申立人に係る申立期間の保険料を納付していたとまでは推認することはできない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（岐阜）国民年金 事案 3650（岐阜国民年金事案 858 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、当初、昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までについては、長男が病気入院し低所得だったため、医療費公費負担申請と一緒に国民年金保険料の免除申請をしたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できないとして申立てをしたが、平成 22 年 9 月 30 日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知文書を受け取った。

今回、新たな資料として当時の日記帳を見付け、昭和 57 年 8 月 19 日木曜日欄の記載から、A 市役所で医療費公費負担申請と一緒に国民年金保険料の免除申請をしたこと、及び今後は毎年 4 月に免除申請をするように同市の職員から説明を受けたことが分かった。このため、申立期間の始期を、当初の同年 4 月から同年 8 月に変更し、免除申請は 3 回（同年 8 月、58 年 4 月及び 59 年 4 月）に分けて申請したので、申立期間を 3 期間に分けて、再度、申立てをする。申立期間の保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（当初申し立てた、昭和 43 年 11 月から 51 年 1 月までの国民年金保険料の納付及び 57 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料の免除）に係る申立てについては、i) 申立人は、国民年金の加入手続をした記憶は無いとしているところ、平成 12 年 1 月に基礎年金番号が付番されているのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことから、申立期間当時、申立人は、国民年金に未加入であったとみられること、ii) 申立人は、医療費公費負担申請と一緒に国民年金保険料の免除申請をしたと述べるのみで、免除承認

通知書を受け取った記憶が無いなど、当時の記憶は明確ではなく、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認岐阜地方第三者委員会(当時)の決定に基づく22年9月30日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の日記帳を見付け、当該日記帳の8月19日欄に、A市役所で長男の医療費公費負担申請と一緒に国民年金保険料の免除申請を行ったこと、及び今後は毎年4月に免除申請をするように同市の職員から説明を受けたことが記載されていることから、昭和57年8月19日に国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料については免除申請を行ったと主張し、申立期間の始期を同年8月に変更した上で申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金加入手続の時期に関する主張は、当初の年金記録に係る確認申立書(平成22年7月5日提出)においては、市営住宅購入時の資格要件として国民年金保険料に未納が無いことがあったとして、同住宅購入時の昭和51年1月頃としていたが、当該確認申立てに係る聴取(平成22年8月3日)においては、記憶に無いとしており、さらに今回の再申立てにおいては、免除申請時の昭和57年8月19日と、その都度、主張を変更しているものの、申立人が加入手続を行ったと主張するいずれの時期においても、A市において申立人が加入手続を行った形跡はうかがえないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、保険料の免除申請をすることはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和57年8月19日、58年4月及び59年4月に計3年度にわたる国民年金の保険料免除申請を行ったと主張しているが、免除申請承認通知書を受け取った記憶は無いとしているほか、複数回にわたる保険料免除申請の記録が全て記録漏れ、記録誤りとなる可能性は低いものと考えられることから、今回提出された日記帳は、年金記録確認岐阜地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらのことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年3月まで

私は、申立期間当時は学生で、A市に住んでいたが、成人式は実家のあるB村役場で行った覚えがある。母親から、20歳になったら国民年金を掛けなければいけないと口うるさく言われており、実際に20歳を過ぎてから母親に私の国民年金保険料を掛けているのか聞いてみたら、掛けていると言っていた。母親は亡くなっており、国民年金加入手続や保険料納付の詳細は分からないが、20歳から昭和49年4月に就職するまでの期間はきちんと納付してくれていると思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親から20歳になったら国民年金を掛けなければいけないと言われ、20歳到達後に母親に確認したところ、申立人の国民年金保険料を掛けていると言われたとしているものの、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月20日にA市で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に同年7月25日に国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、紙台帳検索システムによると、申立人が申立期間において住民票があったとするB村において、申立人が国民年金に加入していた形跡は確認できず、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3652

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年11月までの期間及び40年8月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から39年11月まで
② 昭和40年8月から43年3月まで

私の住んでいる地区では7軒で一つの納税組合があり、持ち回りで国民年金保険料や国民健康保険税などを集金しており、一人でも未納者がいるとA町（現在は、B市）から「報賞金」が納税組合に支給されなかった。国民年金加入手続は、私が20歳になった頃に母親が行ってくれたと思うし、申立期間の保険料は、納税組合が「報賞金」をもらうためにも、母親や私がちゃんと集金人に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃に母親が国民年金加入手続を行ってくれたと思うとしているものの、国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間①及び②に係る国民年金加入手続の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年3月30日にA町で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、申立人の資格取得日を遡って、38年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、当該加入手続が行われたとみられる43年3月頃までは国民年金に未加入であり、申立期間①及び②の国民年金保険料を納税組合の集金人に納付することはできなかつた。

ったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続時期（昭和43年3月頃）を基準とすると、申立期間①及び申立期間②のうち40年8月から同年12月までの国民年金保険料については既に2年の時効が成立していたことから、遡って保険料を納付することはできない。申立期間②のうち、41年1月から42年3月までの保険料は過年度保険料として、同年4月から43年3月までの保険料は現年度保険料として納付することが可能であったものの、申立人は、保険料を納税組合の集金以外で納付したことやまとめて納付したことは無いとしており、当該期間の保険料を納付していたと推認できる事情までは見いだせないほか、B市の納付履歴状況においても、申立期間①及び②の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日

申立期間において賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時の給与等の振込先であったとするA金融機関から提出された取引明細表によると、当該期間にB社から賞与が振り込まれた記録は確認できないとともに、平成17年度市民税・県民税基本台帳において確認できる平成16年分の社会保険料額は、同年に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致することから、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、B社の当時の事業主及び同社の破産管財人は、「資料が無く、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月頃から34年7月頃まで

申立期間当時、A社の寮に住んでおり、会社の所在地でもある寮の住所が記載されている有資格者証明書も保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の証言から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社において同僚の一人が、「昭和35年4月までは、会社は社会保険に入っていなかった。私が厚生年金保険の新規適用事業所の届書を作成し、手続した。」と証言している上、事業所台帳によると、同社は、昭和35年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時に適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社は、「台風災害により事務所が被害を受けたため、保管していた書類は紛失した。労働者名簿も無く、当時を知る者もないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については分からない。」と回答している上、同社の当時の事業主は既に他界しているため、申立期間における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8146

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 16 日から 34 年 7 月 1 日まで
② 昭和 34 年 8 月 30 日から 35 年 5 月 17 日まで

A事業所には、父の縁故により就職したが、1か月ほどの短い期間で退職してはならず、もっと長く勤務していた。申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A事業所ではなく、同事業所の事業主が経営していたB社か、A事業所の中で用品を販売していたC事業所において厚生年金保険被保険者となっていた可能性もあるため、B社及びC事業所の記録も調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所において申立人と同日に被保険者資格を取得している複数の同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所台帳及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、同事業所は、昭和 34 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間に同事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該期間において、上記同僚についてもA事業所と考えられる被保険者記録は確認できないところ、その中の一人は、「私も、昭和 34 年 7 月 1 日より前に働いていたと思うが、厚生年金保険の被保険者記録の無い期間に保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と証言している上、同事業所は昭和 60 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者はいずれも既に他界していることから、当該期

間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、当該期間にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚は、申立人についての記憶が無い上、前述のとおり、既に同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者はいずれも既に他界していることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、A事業所に勤務していながら、B社又はC事業所で厚生年金保険被保険者となっていた可能性があるとして主張しているが、B社に係る被保険者名簿によれば、申立人と考えられる記録は見当たらない上、A事業所の被保険者となっていることが確認できる者に、その被保険者期間と同一の期間及びその周辺の期間においてB社の被保険者となっている者はいないことから、申立人がA事業所で勤務しながら当該期間にB社において被保険者となっていたとは考え難い上、オンライン記録によれば、C事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、申立人が同事業所で被保険者となっていたとは考え難い。

さらに、申立人はA事業所に勤務していた当時、ひき逃げに遭い、治療費は国の保険で支払ったと主張しているが、管轄警察署は、当時の時効は7年で事故の記録は廃棄済みであると回答している上、申立人が治療を受けたとする診療所は既に廃院となっており、当該交通事故の発生時期及び治療に係る健康保険証の使用について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月から 56 年 7 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 60 年 7 月まで
③ 昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月まで

A社に勤務している間に給与が下がった記憶は無いが、申立期間について、標準報酬月額が従前より減額されているので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与が下がった記憶は無いものの、申立期間①については、昭和 53 年 8 月から 54 年 9 月までの標準報酬月額 18 万円が、同年 10 月から 55 年 9 月までは 15 万円、同年 10 月から 56 年 7 月までは 16 万円に下がっていること、申立期間②については、57 年 8 月から 58 年 9 月までの標準報酬月額 26 万円が、同年 10 月から 59 年 9 月までは 19 万円、同年 10 月から 60 年 7 月までは 20 万円に下がっていること、申立期間③については、同年 8 月から 61 年 9 月までの標準報酬月額 26 万円が、同年 10 月から 62 年 9 月まで 24 万円に下がっていることについて、調査の上、訂正してほしいと主張している。

しかしながら、申立期間について、申立人は、給与支払明細書等の保険料控除額を確認できる資料を保管していない上、A社は、「申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していない。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立人の申立期間①、②及び③における標準報酬月額は、それぞれの期間においていずれも 10 月の定時決定により減額されていることが確認できること、申立人と同日に資格取得している同期の同僚 27 人のうち、複数の同僚についても、当該期間に係る定時決定において、

標準報酬月額が従前よりも減額されている記録が確認できる上、当該複数の同僚（回答のあった7人全員）は、「残業時間の増減により給与の支給額が前の月より下がることはあった。」と証言している。

さらに、申立期間当時、厚生年金保険の定時決定は、毎年5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3で除した額（報酬月額）に見合う標準報酬月額を決定するものとされていたところ、当該標準報酬月額の減額が確認できる同僚から提出された給与支払明細書（昭和58年2月度から62年9月度まで）を検証しても、当該同僚は、基本給は毎年4月に昇給しているものの、基本給以外の手当（超勤手当等）が前年より大きく減少している年について、それに伴い標準報酬月額が減額されていることが確認でき、申立人の基本給以外の手当が前年より減少した場合は、それに伴い標準報酬月額が減額されていても不自然とまでは言えない。

加えて、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8148

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 30 日から 37 年 1 月 1 日まで

昭和35年8月30日にA社での厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、その前日に長女が誕生しており、会社を退職することなどないので被保険者記録が間違っている。

申立期間は、A社又はB社で勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、A社又はB社が経営する店舗で、C氏のグループで勤務していた。」と述べているところ、申立人と同じグループで勤務していたとする同僚の証言により、期間は特定できないが、申立人の所属するグループがA社又はB社が経営する店舗で営業していたことはいくつかある。

しかし、A社又はB社の複数の同僚は、「申立人を記憶していない。グループの関係者は通常グループの長に雇われており、A社又はB社とは雇用関係が無かった。」と証言している上、申立人が一緒に勤務していたとする複数の同僚についても、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、B社について、申立期間当時の健康保険厚生年金保険事務担当者は、「グループの関係者は、健康保険及び厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、A社及びB社は、既に解散しており、事業主も既に他界していることから、申立期間における申立人とA社又はB社との雇用関係の有無、雇用形態、勤務実態及び保険料控除について、確認できる資料及び証言を得ることが

できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8149（愛知厚生年金事案 7302 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月頃から 54 年 10 月頃まで

私は、年金記録を確認した際にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。しかし、同社で勤務していた当時、長女が入院し、保険証を使用したので、健康保険及び厚生年金保険に加入していたはずであると第三者委員会に申立てしたところ、平成24年5月30日付けで認めることはできないと通知をもらった。

この審議結果に釈然としていなかったところ、今年になって年金記録の確認について手紙が送られてきたので、新たな事情や資料は無いが再度申立てをした。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の当時の事業主及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人がほぼ同時期に入社したと記憶している同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、入社したとする日の約1年6か月後であること、及び当時の事業主が、「関係資料を保管していないので確認できないが、申立期間当時は、試用期間を設けていた。」と証言していることから、当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれること、ii) 申立期間における同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず健康保険整理番号に欠番も無いことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成24年5月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、前回の審議結果には

稜然としない。」と主張し、新たに4人の同僚の名前を挙げ再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人の主張のみでは、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない上、今回、申立人が新たに名前を挙げた4人の同僚については、既に前回の申立ての際に照会しており、今回、再度照会したが、回答は得られなかった。

そのほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8150

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月から 34 年 4 月まで

申立期間について、A事業所（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、当時、機械で負傷し、労災を受けていることから、勤務していたことは間違いなく、同僚には厚生年金保険の被保険者記録があると聞いているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A事業所の複数の同僚が申立人と一緒に勤務していたと証言していること、及び申立人が記憶する複数の同僚の氏名を同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから判断して、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所の当時の事業主は既に他界している上、B社は当時の資料は保管していないと回答していることから、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人がA事業所において厚生年金保険の被保険者記録があるとして氏名を挙げた同僚4人のうち、2人は既に他界、1人は連絡先が不明であり、残る1人について照会したところ、当該同僚は、「A事業所に就職してから数か月ほど後に厚生年金保険の資格を取得している。記録の無い期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と証言している上、申立期間当時に被保険者資格を取得している他の同僚は、「昭和32年3月に中学を卒業してA事業所へ就職したが、厚生年金保険被保険者の資格取得は就職してから約1年3か月後の33年6月となっている。」と証言していることから、当時、同事業所が必ずしも従業員の就職と同時に厚生年金保険の資格を

取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、申立人が主張する申立期間当時の業務上災害について、A事業所を管轄する労働基準監督署及び申立人が治療を受けたとする病院は、診療記録の保管が無く、事実関係について確認できないとしているが、仮に申立人が申立期間当時に労災保険の給付を受けていたとしても、このことをもって事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと判断できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8151（愛知厚生年金事案 7261 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 24 日から 45 年 3 月 16 日まで
② 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 3 月 27 日まで

申立期間①及び②について、脱退手当金支給済みと記録されているものの、脱退手当金を受給した記憶は無いので、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとして申し立てたところ、平成24年4月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私は脱退手当金を受給した記憶は無く、前回の審議結果に納得できない。また、A社を退職後に引っ越したことを思い出し、引っ越し先に郵送された住所地の記載がある封筒を提出するので、再度、調査審議を行い、申立期間①及び②を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書は、昭和 46 年 6 月 19 日に申立人の申立期間に係る最終事業所であるA社を管轄する社会保険事務所（当時）で受付され、申立人の署名、押印及び申立人が証言する当時の住所地の記載があり、当該社会保険事務所では、厚生年金保険脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できること、ii) 申立人の同社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該裁定請求書の受付日から約1か月後の同年7月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平

成24年4月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の審議結果に納得できない。A社を退職後に、それまで住んでいた兄の店を出て、近くに引っ越したことを思い出した。引っ越し先の住所地に郵送された封筒があり、住所地が分かるので提出する。」と主張し、再度申し立てている。

しかしながら、i) 申立人からA社退職後の引っ越し先が確認できる資料として提出された昭和46年及び47年の消印のある封筒2通に記載されている住所地と、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書に記載されている住所地が一致していることが確認できることから、脱退手当金の支給を決定した際に請求人へ通知される厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書は、当該裁定請求書に記載された住所地に郵送されたと考えられること、ii) 当該裁定請求書に引っ越し先の住所地が記載されていることから、申立人の意思に基づかないで、脱退手当金が請求されたものとは考え難いこと、iii) 当該裁定請求書により社会保険事務所が作成した厚生年金保険脱退手当金裁定伺によれば、申立人の引っ越し先の住所地の近くにある郵便局において、脱退手当金が受け取れるように送金し、隔地払いしたことがうかがえることから、今回の申立人の主張をもって、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 6 日から 38 年 2 月 21 日まで
年金を受給する際に年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給されており、申立期間は厚生年金の支給対象とならないことを知った。しかし私は脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年5月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 5 日から 51 年 2 月 28 日まで
私は、平成25年3月に年金事務所で、厚生年金保険被保険者証に「脱」の印が押されており、申立期間については、脱退手当金が私名義の預金口座への振込みにより支給されていると説明され、厚生年金保険の支給対象とはならないことを初めて知った。

しかし、私は申立期間当時、A社の給料は現金支給だったため、自分名義の預金口座は持っておらず、脱退手当金を口座振込みできるはずはなく、退職時に結婚後も働くつもりであることを人事担当者に話したところ、「再就職先へこの厚生年金保険被保険者証を提出すれば、厚生年金保険は継続できる。厚生年金保険を継続するために脱退手続はしていない。」と言われ、厚生年金保険被保険者証を受け取ったことを記憶している。

脱退手当金は請求した覚えも受給した覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、脱退手当金裁定請求書によると、B社会保険事務所（当時）は、脱退手当金裁定請求書を昭和 51 年 3 月 3 日に受理、同年 3 月 11 日に支給決定し、同日付けで口座振込ではなく、当地払いで脱退手当金が支給されたことが確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。